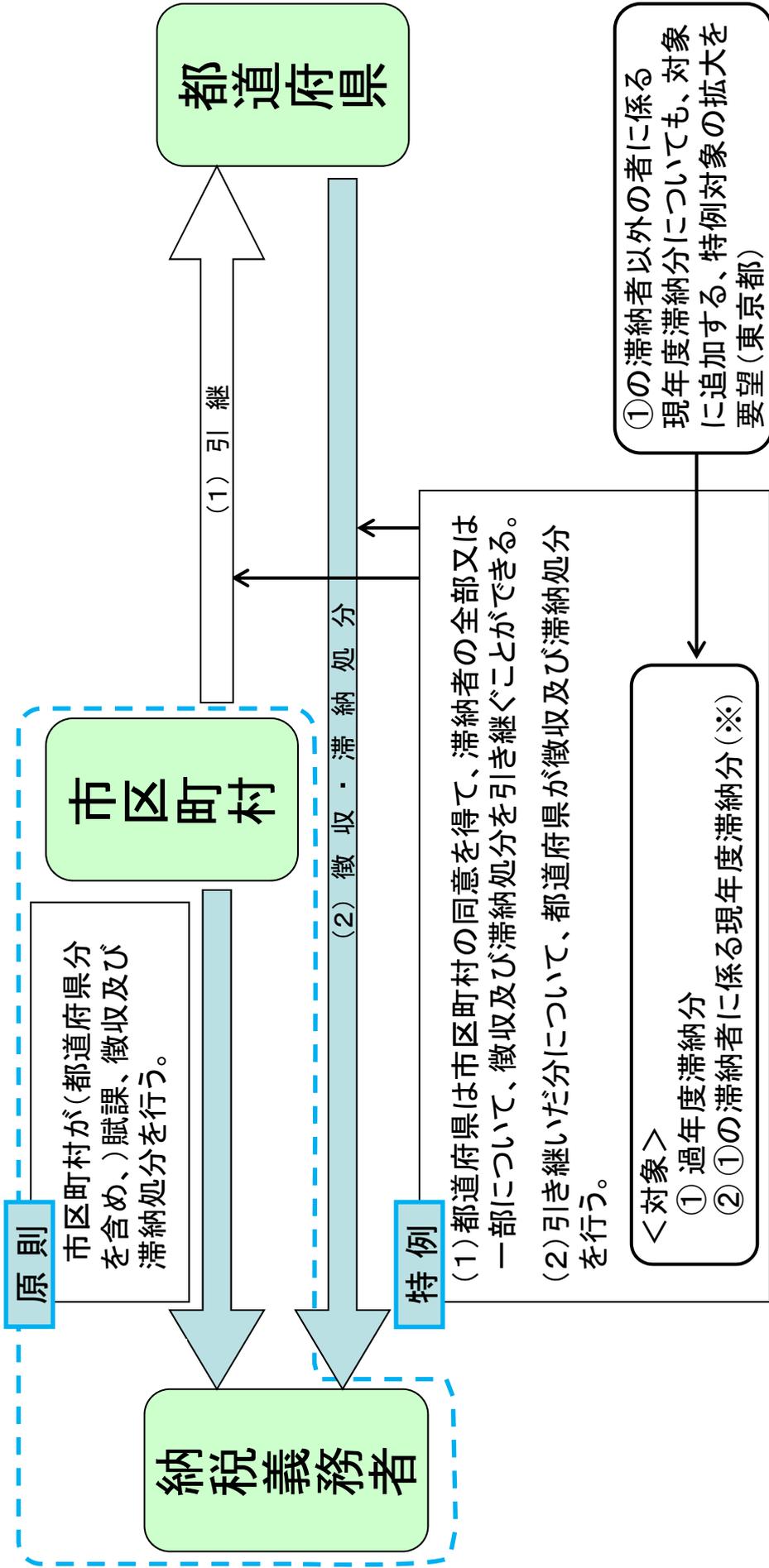


# 関係府省提出資料

通番	ヒアリング事項	府省	ページ
追3	個人住民税の特例対象(※)の拡大 (※)区市町村から都道府県への徴取引継	総務省	1~2
29	公営住宅の明渡請求の対象となる高額所得者の収入基準の 条例化	国土交通省	3

個人住民税に係る市区町村から都道府県への徴取引継について



(※)②は、平成17年度税制改正で追加されている(平成17年4月1日施行)。

総務省の対応方針

現年度滞納分のみについての徴取引継について、現年度滞納分について滞納繰越分とあわせて徴取引継を行っているケースがどの程度あるのかや、現年度滞納分のみを徴取引継する必要があるケースとはどのようなケースがあり得るのか、また、現年度分については、未到来の納期があることとの関係など、地方団体に事実関係の確認や意見照会などにより実情を把握していきたい。

(参考)

地方税法 (抄)

(個人の道府県民税の賦課徴収に関する報告等)

第四十六条 略

- 2 市町村長は、毎年六月三十日までに、道府県の条例の定めるところにより、道府県知事に対し、毎年五月三十一日現在における個人の道府県民税に係る滞納の状況を報告しなければならない。
- 3～5 略

(個人の道府県民税に係る徴収及び滞納処分の特例)

第四十八条 第四十六条第二項の規定によつて市町村長から道府県知事に対し、道府県民税の滞納に関する報告があつた場合においては、道府県知事が市町村長の同意を得て、当該報告に係る滞納者の全部又は一部について一年を超えない範囲内で定めた一定の期間に限り、道府県の徴税吏員は、当該滞納に係る道府県民税に係る地方団体の徴収金及びこれとあわせて納付し、又は納入すべき市町村民税に係る地方団体の徴収金について、個人の市町村民税の徴収の例により徴収し、又はこれについて国税徴収法に規定する滞納処分の例により滞納処分をすることができる。

- 2 市町村長は、前項の滞納者が、同項の報告があつた日の属する年の六月一日以後同項の一定の期間の末日までの間の納期限に係る個人の道府県民税を滞納したときは、その旨を遅滞なく道府県知事に報告するものとする。この場合において、道府県知事が市町村長の同意を得たときは、道府県の徴税吏員は、当該滞納に係る道府県民税に係る地方団体の徴収金及びこれとあわせて納付し、又は納入すべき市町村民税に係る地方団体の徴収金について、同項の一定の期間に限り、同項の規定の例により、同項の地方団体の徴収金とあわせて徴収し、又は滞納処分をすることができる。
- 3 道府県の徴税吏員は、前二項の規定によつて徴収し、又は滞納処分をする場合においては、当該市町村の徴税吏員から、前二項の規定により道府県の徴税吏員が徴収し、又は滞納処分をする道府県民税及び市町村民税に係る地方団体の徴収金について、徴収の引継ぎを受けるものとし、第一項の一定の期間が経過した場合においては、当該市町村の徴税吏員に徴収の引継ぎをするものとする。ただし、当該市町村の徴税吏員又は道府県の徴税吏員は、協議により、滞納処分を続行することができる。
- 4 市町村の徴税吏員は、第一項の一定の期間中は、同項又は第二項の規定により道府県の徴税吏員が徴収し、又は滞納処分をする道府県民税及び市町村民税に係る地方団体の徴収金については、納税者が納税通知書に記載した納付の場所に納付し、又は特別徴収義務者が市町村長の指定する場所に納入する場合を除くほか、徴収することができないものとし、また、第一項の一定の期間前に滞納処分に着手したものについて滞納処分をする場合を除くほか、滞納処分をすることができないものとする。

5～8 略

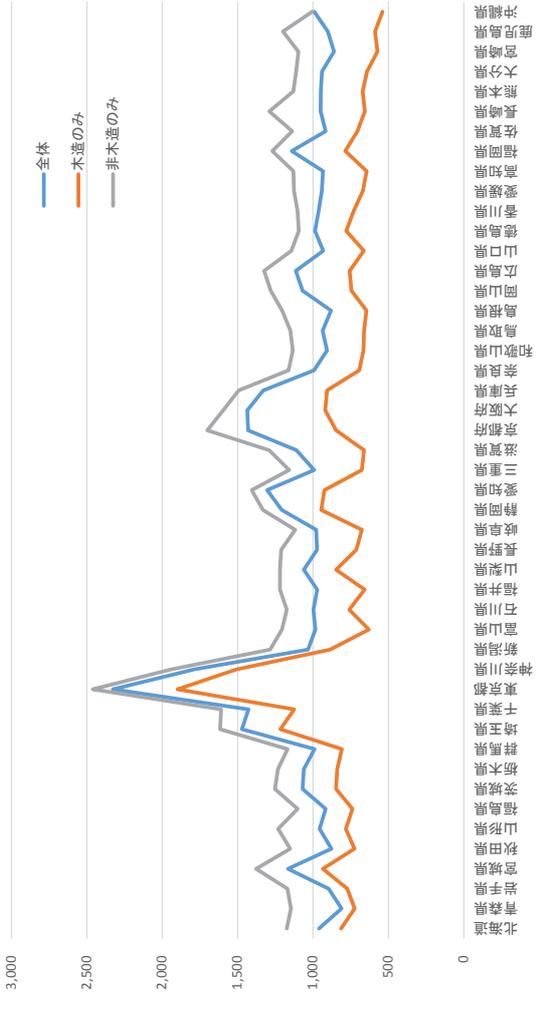
重点番号29：公営住宅の明渡請求の対象となる高額所得者の収入基準の条例化（国土交通省）

民営借家(専用住宅)の賃料水準等について

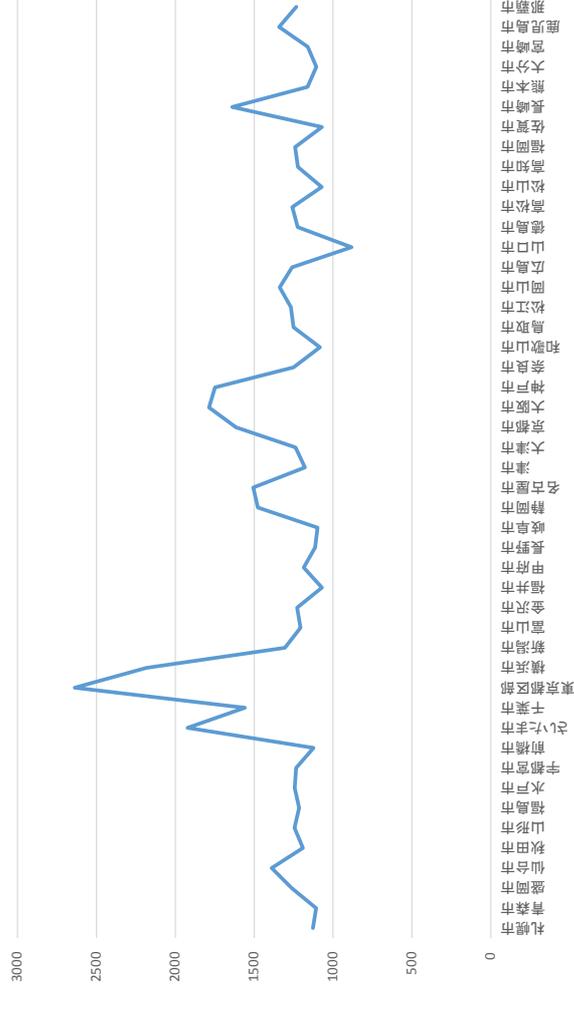
都道府県名	民営借家総数 (専用住宅)	家賃(1㎡)	木造	非木造
北海道	707,000	960	814	1,174
青森県	108,300	811	724	1,146
岩手県	106,400	897	733	1,171
宮城県	311,700	1,167	935	1,377
秋田県	62,300	878	725	1,152
山形県	70,700	957	782	1,232
福島県	169,200	917	739	1,103
茨城県	233,700	1,070	847	1,253
群馬県	172,500	1,062	839	1,233
群馬県	164,200	990	809	1,169
埼玉県	742,100	1,472	1,217	1,617
千葉県	602,000	1,428	1,125	1,610
東京都	2,423,400	2,328	1,899	2,461
神奈川県	1,181,000	1,789	1,509	1,942
新潟県	160,400	1,034	886	1,285
富山県	60,300	984	630	1,206
石川県	106,700	998	760	1,175
福井県	46,600	972	658	1,219
山梨県	70,600	1,061	848	1,219
長野県	160,200	974	714	1,212
岐阜県	148,100	979	676	1,119
静岡県	346,400	1,208	946	1,333
愛知県	892,500	1,305	925	1,407
三重県	147,200	993	676	1,159
滋賀県	108,800	1,111	662	1,291
京都府	329,600	1,431	848	1,702
大阪府	1,225,900	1,436	919	1,596
兵庫県	529,500	1,330	907	1,493
奈良県	96,000	994	693	1,162
和歌山県	71,900	907	665	1,134
鳥取県	47,700	937	661	1,151
島根県	48,700	881	645	1,205
岡山県	188,500	1,069	745	1,280
広島県	341,400	1,115	757	1,324
山口県	139,000	933	663	1,144
徳島県	63,300	987	780	1,094
香川県	88,600	963	730	1,103
愛媛県	151,200	942	670	1,127
高知県	84,100	934	644	1,131
福岡県	740,500	1,141	786	1,270
佐賀県	65,900	917	706	1,139
長崎県	135,800	950	656	1,290
熊本県	186,100	948	671	1,131
大分県	133,700	941	641	1,112
宮崎県	112,500	861	573	1,097
鹿児島県	179,600	902	588	1,199
沖縄県	230,700	993	539	1,005
全国	14,492,500	1,364	980	1,575

※平成25年住宅・土地統計調査による。

民営借家(専用住宅)の1㎡当たりの家賃(構造別・都道府県別)



民営借家の1㎡当たりの家賃(県庁所在地別)



民営借家の賃料水準について

都市名	家賃(3.3㎡) (A)	家賃(1㎡) (A)/3.3
札幌市	3,722	1,128
青森市	3,654	1,107
盛岡市	4,165	1,262
仙台市	4,585	1,389
秋田市	3,932	1,192
山形市	4,106	1,244
福島市	4,012	1,216
水戸市	4,100	1,242
宇都宮市	4,071	1,234
前橋市	3,707	1,123
さいたま市	6,343	1,922
千葉市	5,143	1,558
東京都区部	7,704	2,638
横浜市	7,200	2,182
新潟市	4,306	1,305
富山市	3,979	1,206
金沢市	4,051	1,228
福井市	3,533	1,071
甲府市	3,913	1,186
長野市	3,675	1,114
岐阜市	3,624	1,098
静岡市	4,872	1,476
名古屋市	4,971	1,506
津市	3,888	1,178
大津市	4,086	1,238
京都市	5,330	1,615
大阪市	5,895	1,786
神戸市	5,770	1,748
奈良市	4,128	1,251
和歌山市	3,576	1,084
鳥取市	4,128	1,251
松江市	4,180	1,267
岡山市	4,417	1,338
広島市	4,156	1,259
山口市	2,913	883
徳島市	4,041	1,225
高松市	4,152	1,258
松山市	3,536	1,072
高知市	4,036	1,223
福岡市	4,094	1,241
佐賀市	3,532	1,070
長崎市	5,409	1,639
熊本市	3,834	1,162
大分市	3,650	1,106
宮崎市	3,831	1,161
鹿児島市	4,429	1,342
那覇市	4,088	1,233

※小売物価統計調査(平成26年平均)による。